

特定教育・保育施設等重大事故検証委員会について

1 特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の設置の経緯

(1) 国の通知

平成 28 年 3 月 31 日に国から出された通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のため事後的な検証について」において、重大事故発生時に自治体が行う検証の基本的な考え方、検証の進め方が示された。

(2) 市の対応

① 国の通知では、事前に検証委員会を設置することまでは求めているが、必要な時に速やかに招集・開催できるよう、事故発生前から、当該検証委員会を設置する。

② 設置方法としては、当該検証委員会の役割や国が例示する委員構成をほぼ包含している子ども・子育て会議の部会とし、事前に当該検証委員会を設置する。

2 特定教育・保育施設等重大事故検証委員会の概要

(1) 設置目的

特定教育・保育施設等における子どもの死亡事故等の重大事故について、国の通知に基づき、事実関係の把握、発生原因の分析等を行い、必要な再発防止策を検討し、その結果と再発防止のための提言をまとめた報告書を市に提出することを目的とする。

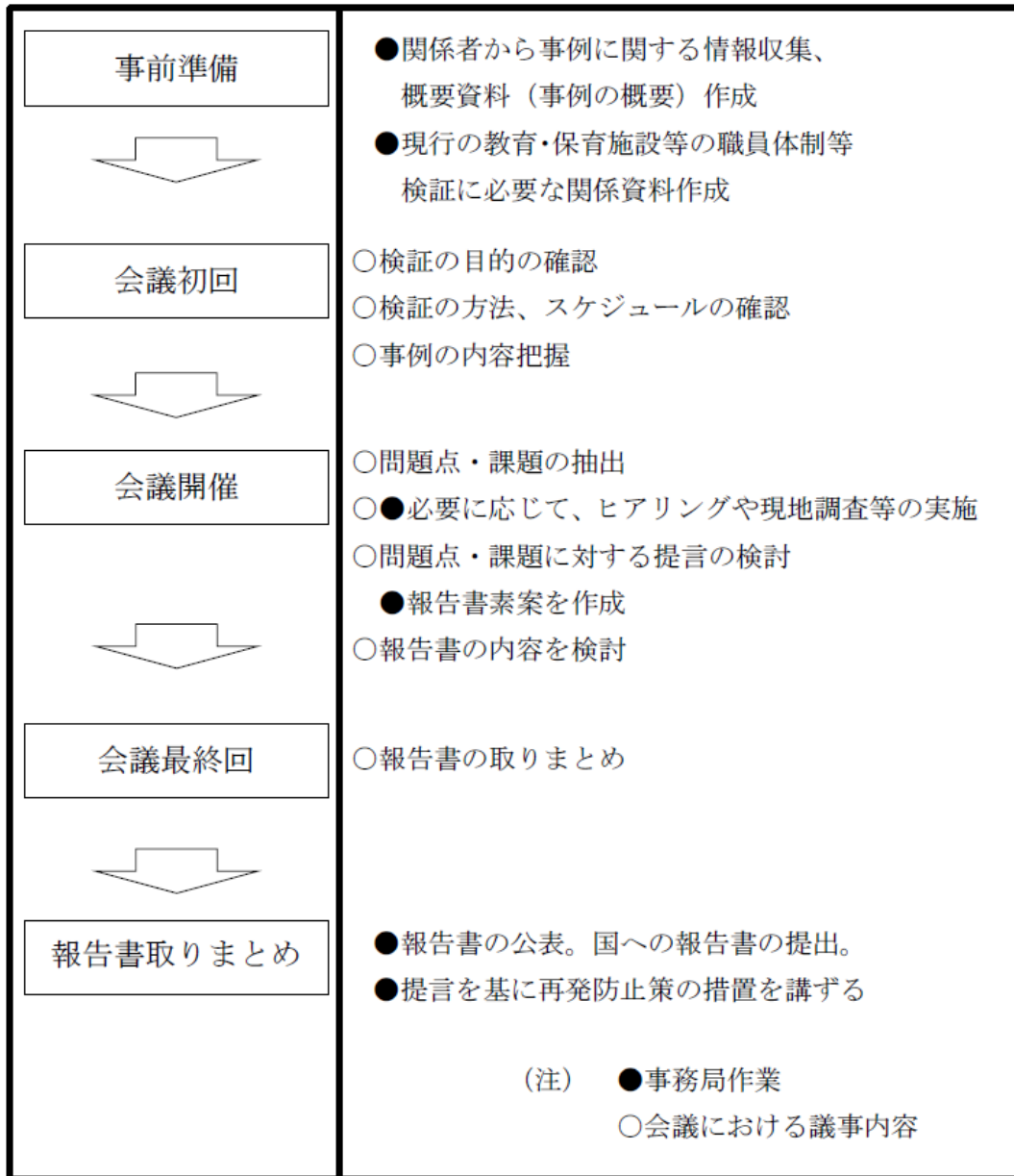
(2) 開催時期

本市内の特定教育・保育施設等で重大事故（利用者の死亡・意識不明に至る事故等）が発生した場合に開催する。

(3) 対象となる事故

本市が子ども・子育て支援新制度における施設型給付の確認を行っている施設である、特定教育・保育施設および特定地域型保育事業、さらに地域子ども・子育て支援事業において発生した重大事故（死亡事故や意識不明等の重大事故）

(4) 検証の流れ



(平成 28 年 3 月 31 日付内閣府・文部科学省・厚生労働省通知「教育・保育施設等における重大事故の再発防止のための事後的な検証について」から抜粋)